

平成 28 年 7 月 1 日
企画調整局地方創生推進室

国家戦略特区に係る規制改革事項等の提案について

1 募集内容

既に他の特区で活用している規制改革メニューの活用事業
または、新規の規制改革事項

※ 提案内容について、別途ヒアリングを実施する場合あり

2 募集期間

平成 28 年 6 月 22 日（水）～7 月 20 日（水）

3 参考情報

【国家戦略特区について（北九州市HP）】

<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kikaku/02000038.html>

【規制改革メニュー】

別紙参照。もしくは、（内閣府HP）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/menu.html>

【国家戦略特区の提案に係るスケジュールについて】

・ 6 月 17 日～7 月 29 日

内閣府において、国家戦略特区等における新たな措置に係る提案募集を実施

・ 6 月 2 日～8 月 19 日

職員提案にて、テーマ部門「市民サービスの向上・業務の効率化・地域経済の活性化に向けたアイデアについて」提案を募集中。

・ 9 月～10 月

第 7 回福岡市・北九州市 国家戦略特別区域会議（予定）

「国家戦略特区」規制改革メニュー

※は区域計画に記載（活用済み）

都市再生都心居住促進のための容積率・用途等土地利用規制の見直し

- ・ 居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設の立地を促進するため、以下の認可等をワンストップ化。
 - (1) 民間都市再生事業計画の認定(国家戦略民間都市再生事業)
 - (2) 土地区画整理事業の認可(国家戦略土地区画整理事業)
 - (3) 都市計画の決定又は変更(国家戦略都市計画建築物等整備事業)
 - (4) 開発行為の許可(国家戦略開発事業)
 - (5) 都市計画事業の認可又は承認(国家戦略都市計画施設整備事業)
 - (6) 市街地再開発事業の認可(国家戦略市街地再開発事業)
- ・ 特別用途地区内において、コンベンション施設などの迅速な整備を促進するため、条例により用途制限の緩和を行う際に必要となる建築基準法上の大臣承認の手続き不要(用途緩和のワンストップ)
- ・ グローバル企業等のオフィスに近接した住宅の整備を促進するため、区域計画に定めた住宅の容積率の最高限度の範囲内で、都市計画で定めた容積率を緩和。

※ エリアマネジメントの民間開放（道路の占用基準の緩和）

国際的な活動拠点の形成に資する多言語看板、ベンチ、上屋、オープンカフェ等の占用許可に係る余地要件の適用を除外。

航空法の高さ制限に係る特例

建物ごとの個別審査となっている航空法に基づく高さ制限について、一定の高さをエリア一体の目安として提示した上で、具体的な地区計画の検討と並行して迅速に承認に向けた手続きを進めることとする。

汚染土壌搬出時認定調査の調査対象項目を限定

国家戦略特区内において自然由来特例区域内から区域外へ土壌を搬出する際に行う認定調査の調査対象項目は、区域指定対象物質に限る。

創業

外国人を含めた起業・開業促進のための各種申請ワンストップセンターの設置

外国人を含めた起業・開業促進のため、登記、税務、年金、定款認証等の創業時に必要な各種申請のための窓口を集約。相談を含めた総合的な支援を実施。

公証人の公証役場外における定款認証

公証人は公証役場において職務を行う必要があるが、役場外の「ワンストップセンター」における定款認証が可能であることを明確化。

空港アクセスの改善に向けたバス関連規制の緩和

ニーズに迅速かつ柔軟に対応した空港アクセスの充実を図る観点から、国家戦略特区内の空港を発着する空港アクセスバスについては、運賃設定の際の上限認可を届出とし、運行計画設定の際の届出期間を（30→7日前）短縮。

官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化

- ・ スタートアップ企業における優秀な人材確保のため、国の行政機関の職員がスタートアップ企業で働き、一定期間内に再び国の職員になった場合の退職手当の算定について前後の期間を通算。
- ・ 国、自治体、大企業に勤務する人材をスタートアップ企業で働きやすくするため、「人材流動化センター（仮称）」を設置し、労働市場の流動性向上、スタートアップ企業における優秀な人材の確保に資する援助を行う。

※ NPO 法人の設立手続きの迅速化

ソーシャルビジネスの重要な担い手でもある特定非営利活動法人の設立を促進するため、その設立認証手続きにおける申請書類の縦覧期間（現行2か月）を大幅に短縮。

外国人材

外国人家事支援人材の活用

女性の活躍推進等のため、地方自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国・在留を可能化。

創業人材等の多様な外国人の受入れ促進

創業人材について、地方自治体による事業計画の審査等を要件に、「経営・管理」の在留資格の基準（当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限（500万円）の投資額」等）を緩和。

観光

滞在施設の旅館業法の適用除外

国内外旅行者の滞りに適した施設を賃貸借契約に基づき7日から10日間以上使用させ、滞りに必要な役務を提供する事業を行おうとする者が、都道府県知事の認定を受けた場合は、旅館業法を適用しない。

旅館業法の特例対象施設における重要事項説明義務がないことの明確化

国家戦略特区における旅館業法の特例の対象となる滞在施設には宅地建物取引業法の適用はなく、滞在者への重要事項説明が不要であることを明確化。

古民家等の歴史的建築物に関する旅館業法の適用除外

地方自治体の条例に基づき選定される歴史的建築物について、施設基準の適用を一部除外し、ビデオカメラが設置され、緊急時の対応の体制が整備されている場合はフロントなしで認める。

医療

国際医療拠点における外国医師の診察・外国看護師の業務解禁

二国間協定に基づく外国人医師については、従来、自国民のみを診療することに限る取扱いと整理されていたところ、自国民に限らず外国人一般に対して診療を行うことを認める。

外国医師診療所

臨床修練制度を活用し、医療分野における国際交流の進展に資する観点から、外国医師の受入れを、現在の「指定病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所」から、指導医による指導監督体制を確保し、国際交流の推進に主体的に取り組むものであれば、「単独の診療所」にも拡充。

病床規制の特例による病床の新設・増床の容認

都道府県は、世界最高水準の高度の医療を提供する事業を実施する医療機関から病院の開設・増床の許可申請があった場合、当該事業に必要な病床数を既存の基準病床数に加えて許可することが可能。

保険外併用療養の拡充

臨床研究中核病院等と同水準の国際医療拠点において、医療水準の高い国で承認されている医薬品等であって国内未承認のもの又は海外承認済みか否かに関わらず国内承認済みの医薬品等を適用外使用するものについて、保険外併用の希望がある場合に、速やかに評価を行う。

医学部の新設

「国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針（平成 27 年 7 月 31 日内閣府・文部科学省・厚生労働省決定）」に従い、国際的な医療人材の育成を目的とする医学部を、一校に限り特例的に設置認可の対象と出来る。

医療法人の理事長要件の見直し

医療法人のガバナンス強化の観点から、都道府県知事が、医師以外の者を医療法人の理事長として選出する際の基準について、法令上明記した上で見直し、当該基準を満たす場合は迅速に認可。

粒子線治療の研修に係る出入国管理及び難民認定法施行規則の特例

海外への粒子線治療の普及と日本製診療用粒子線照射装置の輸出促進を図る観点から、粒子線の治療に係る研修を目的として、外国の医師・看護師又は診療放射線技師や、上記と共に放射線物理学の専門家が入国する場合、在留期間を最長 2 年とする。

iPS 細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁

採取した血液を原料として製造できる物は血液製剤等に限定されているが、再生医療技術を活用し、医薬品の研究開発等に係る国際競争力を強化するため、血液を使用して、業として、iPS 細胞から試験用細胞等を製造することを可能化。

特区薬事戦略相談制度の創設等による革新的医療機器の開発迅速化

国家戦略特別区域内の臨床研究中核病院における革新的医療機器の開発案件を対象に、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の担当者が相談者の所属する臨床研究中核病院に必要な応じて出張して特区事前面談及び特区フォローアップ面談を実施する。

介護

※ ユニット型指定介護老人福祉施設設備基準に関する特例

国家戦略特別区域内のユニット型指定介護老人福祉施設において、介護ロボットを導入し実証実験を行う場合には、共同生活室について、隣接する 2 つのユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものとして、条例において定めることとしても差し支えないこととする。

保育

「地域限定保育士」の創設（政令市による当該保育士試験の実施を含む）

保育士不足解消等に向け、都道府県が保育士試験を年間2回行うことを促すため、2回目の保育士試験の合格者に、3年間は当該区域内のみで保育士として通用する資格を付与。

地域限定保育士試験を政令指定都市市長が実施することを可能とする。

都市公園内における保育所等設置の解禁

保育等の福祉サービスの需要の増加に対応するため、保育所等の社会福祉施設について、一定の基準を満たす場合には、都市公園の管理者は占用を許可。

雇用

雇用条件の明確化のための雇用労働相談センターの設置

グローバル企業やベンチャー企業等を支援するため、これらの企業の抱える課題を熟知する者が、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための高度な個別相談対応等を行う。

教育

公立学校運営の民間への開放（公設民営学校の設置）

グローバル人材の育成や個性に応じた教育等のため、教育委員会の一定の関与を前提に、公立学校の運営を民間に開放。

農林水産業

農業委員会と市町村の事務分担

農地の流動化を促進する観点から、市町村長と農業委員会との合意の範囲内で、農業委員会の農地の権利移動の許可関係事務を市町村が行うことを可能化。

農業への信用保証制度の適用

農業について、商工業とともに行うものに関しては、金融機関からより円滑に資金調達出来るようにするため、都道府県の応分の負担を前提に、信用保証協会が保証を付与することを可能とする。

農家レストランの農用地区域内設置の容認

農業者が自己の生産する農畜産物や農業振興地域内で生産される農畜産物を主たる材料として調理して提供する場合は、農家レストランを農用地区域内に設置することを可能化。

国有林野の貸付面積の拡大

国有林野の活用を促進するため、貸付等の面積（現行 5ha）を拡大。

国有林野の貸付等に関する対象者の拡大

国家戦略特区において民有林と国有林を一体的に活用する場合、地元市町村在住者に加え、民有林と国有林を一体的に活用して経営を効率化しようとする者を追加する。

漁業生産組合の設立要件の緩和

漁業者の法人化・協業化により競争力の向上や6次産業化の促進を図り、浜の活性化に資するため、漁業生産組合の設立要件（現行7人以上）を緩和。

近未来技術

電波に係る免許発給までの手続きを大幅に短縮

電波を使用した実験に係る簡易な免許手続きである「特定実験試験局制度」について、特区内では、区域会議の下で、更に円滑な調整を可能にし、免許の申請から発給についても原則「即日」で行う。

全国で実現となった規制改革メニュー

農業生産法人6次産業化推進等のための要件緩和

農地所有適格法人の役員要件について、その法人の行う農業に必要な農作業に従事する役員又は重要な使用人（農場長等）が1人いればよいこととする。なお、議決権・構成員要件については、農業関係者の議決権が総議決権の2分の1以上であればよいこととするとともに、法人と継続的取引関係がない者も構成員となることを可視化。

農業等に従事する高齢者の就業時間の柔軟化

労働力の確保が必要な地域において、高年齢退職者の就業機会の確保に資する業種及び職種で、民業圧迫の恐れがないものを都道府県知事が市町村ごとに指定し、シルバー人材センターが、当該業種及び職種に係る週40時間の就業についても、派遣事業及び職業紹介事業を行うことを可能化。

臨床修練制度の拡充

教授・臨床研究を目的として来日する外国医師について、当該外国医師や受入病院が一定の要件を満たす場合には、診療を行うことを容認する。さらに、臨床修練制度の有効期間は最長2年間であるが、一定の場合には更新を認める。また、受入病院や指導医に関する手続の簡素化・要件の緩和を行う。

地方公共団体による新規性等のあるサービスに係る随意契約要件の緩和

創業期の企業を支援するため、地方公共団体が締結する契約については、新規性等のある物品に加え、役務に対しても、当該役務の新規性等を確認する措置を担保した上で、随意契約によることを可能とする。

古民家等の歴史的建築物の活用のための建築基準法の適用除外

地方公共団体が、あらかじめ建築審査会の同意を得て建築基準法を適用除外とするための包括的な同意基準を定めた場合、専門の委員会等により同意基準に適合すると認められた歴史的建築物については、建築審査会の個別の審査を経ずに建築基準法の適用除外とすることが可能。

古民家等の歴史的建築物の活用のための消防用設備等の基準の適用除外事例の情報共有

消防長又は消防署長が令第32条に定める消防用設備等の基準の適用除外に該当するかどうかの判断をより円滑に行えるよう、積極的に関連する事例を情報共有するとともに、各地域からの相談を受け付ける仕組みを構築する。

遠隔診療に係る要件の明確化

直接の対面診療に代替し得る程度に、患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合においては、初診及び急性期の疾患に対しても遠隔診療をなし得ることを明確にする。また、別表に記載された遠隔診療の対象は例示列挙であることをより明確にする。

在宅医療に係る保険適用の柔軟化

例えば訪問型病児保育と併せて行う往診・訪問診療など、子供に対する往診・訪問診療であって対応できる医療機関の確保が困難なものについては、医療機関と患者の所在地との距離が16キロメートルを超える場合であっても保険給付の対象となることを明確化する。

予防医療ビジネスの推進（検体測定室における採血行為での医行為の明確化）

医療機関ではない検体測定室における利用者自身による一連の採血行為について、看護師等が利用者に対し、医行為に該当しないものとして介助することができる部分を明確化する。

医療機器製造販売業における品質保証責任者の資格要件の緩和

第二種及び第三種医療機器製造販売業並びに体外診断用医薬品製造販売業に係る国内品質業務運営責任者の従事経験として認めうる業務の範囲について、ISO9001 又は ISO13485 の認証を受けた事業者等（製品の製造販売又は製造を行うものに限る）の事業所における管理責任者その他の品質マネジメントシステムの継続的改善又は維持に関する業務経験も認める。

有期雇用の特例

高収入、かつ高度な専門的知識・技術・経験を持つ有期雇用労働者や、定年後引き続き雇用される有期雇用労働者については、事業主が対象労働者の特性に応じた適切な雇用管理の措置に関する計画について厚生労働大臣の認定を受けた場合、無期転換申込権の発生時期に関する特例を設ける。

通信販売酒類小売業に係る販売酒類の要件緩和

地方の特産品等を原料として、委託により製造された酒類については、受託製造者において前年度の出荷数量が 3,000 キロリットル以上の品目があっても、インターネットによる通信販売を可能とする。

有害鳥獣捕獲許可権限の市町村への移管

兵庫県の「第 1 1 次鳥獣保護管理事業計画」の有害鳥獣捕獲許可基準の許可期間を「原則 3 カ月」から「必要かつ適切な期間」等と変更し、実質的に養父市が被害対策の期間を 1 年間とすることが可能となった。

中山間地域等直接支払交付金の返還免除

中山間地域等直接支払制度に係る協定期間内の農地転用等については、6 次産業化など農業振興や地域振興に資する用途への転用等については補助金の返還を免除する。

農地中間管理

- ・ 農地中間管理機構は、市町村から機構に対して農用地利用配分計画案の作成事務を行いたい旨の要望があった場合、当該市町村に計画案の作成を依頼し、当該計画案が適切なものになるよう助言する。
- ・ 農用地利用配分計画の事務手続きについては、管内市町村・農業委員会と十分連携の上、短縮化に努める。

農林水産省における補助対象財産の処分に係る承認事例の明確化

近年の急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等、「社会経済情勢の変化への対応」とした補助事業者の責に帰さない情勢変化に起因して、補助金等の交付の目的に沿った使用が困難になり、かつ現状のままでは補助対象財産の維持が困難となった場合における財産処分を承認した事例を類型化。

ドローンによる農薬散布時の手続き要件の明確化

登録農薬を従来と同じ濃度等でドローン等でも使用する際、登録申請時のデータ提出が不要であることを明確化する。

経済社会の構造改革を更に推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図るため、国家戦略特別区域法において、新たな規制の特例を設ける等の措置を講ずる。

■「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定 抜粋）

○（前略）規制改革事項のうち国家戦略特区で取り組むべきものについては、国家戦略特別区域諮問会議や国家戦略特区ワーキンググループにおいて、国家戦略特別区域法等に新たに追加すべく検討を進め、次期国会も含め、速やかに法的措置等を講ずる。

医療イノベーションの推進など

テレビ電話による服薬指導の特例

特区内の薬局の薬剤師は、特区内の一定の地域に住する者に対し、遠隔診療が行われた場合に、対面ではなく、テレビ電話を活用した服薬指導を行うことができる。
■**医薬品医療機器法の特例**【第20条の5】

革新的な医療機器の開発迅速化

革新的な医療機器の開発から製造販売の承認、市販までの手続を円滑にするため、特区内の臨床研究中核病院に対し、開発に必要な試験に関する助言・相談を実施する。
【第37条の4】

障がい者雇用率の算定特例の拡充

障がい者雇用率の通算が可能となる組合について、有限責任事業組合(LLP)を対象に追加することで、特に異業種の中小企業による障がい者雇用を推進する。
■**障害者雇用促進法の特例**【第20条の4】

観光客を含めた外国人の受入れなど

過疎地等での自家用自動車の活用拡大

過疎地域等での主として観光客のための制度として、市町村、運送実施予定者及び交通事業者が相互の連携について協議した上で、特区の区域会議が、運送の区域等を迅速に決定できるようにする。
■**道路運送法の特例**【第16条の2】

クールジャパン外国人材の受入促進

クールジャパン産業の海外展開やインバウンド対応を促すため、外国人の専門的知識・技能の習得やそれに基づいた就労の機会の充実を図る具体的な方策について、一年以内を目途として検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。
【附則第2条】

民間と連携した出入国手続等の迅速化

外国人観光客に対する空港等での手続を迅速・快適なものにするため、出入国に際して必要な手続について、民間事業者等との十分な連携の下、必要な施策を講ずる。
【第37条の2】

農業の競争力強化など

企業による農地取得の特例

喫緊の課題である担い手不足や耕作放棄地等の解消を図ろうとする国家戦略特区において、農地を取得して農業経営を行おうとする「農地所有適格法人以外の法人」について、地方自治体を通じた農地の取得や不適正な利用の際の当該自治体への移転など、一定の要件を満たす場合には、農地の取得を認める特例を、今後5年間の時限措置として設ける。
■**農地法の特例**【第18条】

<課税の特例>

認定区域計画に定められている特定事業を行う法人の所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
【第27条の3】

KPI

医療分野	○医薬品・医療機器の審査ラグ「0」(2020年) ○日本の医療技術・サービスが獲得する海外市場規模「5兆円」(2030年)	観光分野	○訪日外国人旅行者数「3,000万人超」(2030年) ○観光収入アジアランキング「アジアトップクラス」(2030年) ○外国人観光客旅行消費額「4兆円」(2,000万人が訪れる年)	農業分野	○農林水産物・食品の輸出額「1兆円」(2020年) ○担い手が利用する農地面積「全農地面積の8割」(10年間) ○担い手のコメの生産コスト「現状全国平均比4割削減」(10年間)
------	--	------	---	------	--